

根拠のないのに「波動水で病治る」、福岡の健康器具業者に業務停止命令

水に波動を伝えるとされるバイオシーパルスの商品。根拠のない治療効果をうたって電子機器を販売したとして、経済産業省と九州経済産業局は5月27日、福岡市博多区の健康器具販売会社「バイオシーパルス」（阪本正寿社長）に対し、特定商取引法（不実の告知の禁止）に基づき、28日から6か月間業務停止とする命令を出した。

同社は「波動エネルギーを水に伝達する」という商品を1台約30万〜100万円で販売しているが、阪本社長は読売新聞の取材に対し、「波動が水に伝わる科学的な根拠はない」と認めている。

九州経産局などによると、同社は「パワーウェーブ」と称する商品を顧客に販売する際、科学的根拠がないにもかかわらず「アトピー」、糖尿病は時間がかかるけれども波動水を飲み続けると改善される」などと虚偽の説明を行っていた。



水に波動を伝えるという問題の商品

阪本社長は「一部の販売員が誤った説明をしてしまったところがあるが、その都度嚴重に注意している」と読売新聞の取材に話したが、九州経産局は「虚偽の説明は複数回行われており同社は販売員に対し、積極的に

是正を指導していなかった」とみている。

九州経産局は、全国の消費者センターに同社の製品や販売方法に関する苦情が多く寄せられていたことから、同社に対し今年1月、立ち入り調査を実施。虚偽説明のほか、商品の性能や契約解除の条件を示した「概要書面」を購入者に交付していないといった特商法違反の事例を複数確認したという。

同社は福岡市を拠点に全国で連鎖販売取引を展開し、年間に約40億〜30億円を売り上げている。購入者が「会員」として代理店契約を結び商品を販売。会員は約1万3000人という。

【2008年5月27日 読売新聞】

波動水のウソ

アトピーや糖尿病が改善する「波動水」を発生させるとうたう機器を販売していた福岡市の会社に対し、経済産業省が特定商取引法違反（不実の告知など）で、連鎖販売取引（マルチ商法）の停止命令を出した。

命令は波動水を「科学的に明確な根拠はない」と否定した。大阪大学の菊池誠教授（物理学）ら研究者が「水への波動情報転写は実態のないニセ科学」と批判するように、「波動」は科学を装った迷信やオカルトとして知られる。

しかし、同様の「波動ビジネス」は数限りない。なぜだろうか。専門用語を織り交ぜたもつともらしい説明を聞かされて、何となく信じてしまう人が多いのでは、と想像している。怪しげな話に巻き込まれないためには、疑ってかかる心構えを持つことが必要だ。

【石田宗久】

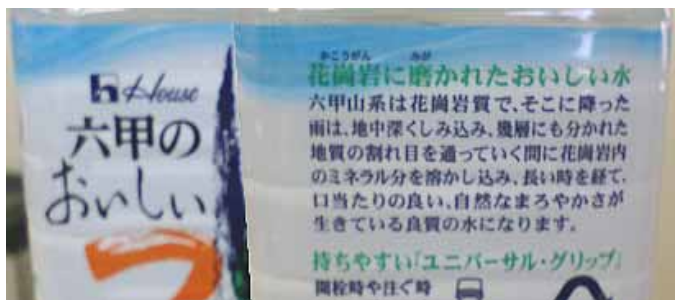
【2008年5月30日 毎日新聞】

「六甲のおいしい水」公取委が不当表示で排除命令

大手食品メーカー「ハウス食品」（東大阪市）が製造、販売するミネラルウォーター「六甲のおいしい水」2リットルボトルのラベル表示に事実と異なる表示があったとして、公正取引委員会は17日、景品表示法違反（優良誤認）で同社に排除命令を出した。同社は1月から表示を改めたが、05年4月以降の売り上げは約367億円に上り、表示期間中の商品販売額は過去最高という。

「おいしい水」は、0.5リットル、1.5リットル、2リットルのボトル3種を販売。問題になったのは「六甲山系に降った雨は、花崗岩（かこうがん）内のミネラル分を溶かし込み、良質の水になる」などの表記。

【2008年6月18日 毎日新聞 東京朝刊】



商品のラベルには「花崗岩（かこうがん）に磨かれたおいしい水」「六甲山系は花崗岩質で、そこに降った雨は（中略）花崗岩内のミネラル分を溶かし込み（中略）良質の水になります」との記載があった。しかし、2リットルボトルを生産する六甲工場は六甲山系の花崗岩質の地層から約7キロ離れた「大阪層群」と呼ばれる堆積（たいせき）層の上であり、花崗岩質の地層との間には粘土層や断層があるため、花崗岩のミネラル分を含む水質とは異なるという。花崗岩に由来する地層がある「六甲採水場」の2商品と比べ、2リットルボトルは花崗岩質に多く含まれるカルシウムが約4分の1（100ミリリットル中0.65ミリグラム）しか含まれていなかった。【朝日新聞】